

輸出国制度調査について

(ノルウェー)

1. 調査期間等

- (1) 期間: 2017 年 2 月
- (2) 内容: ノルウェーにおける食品衛生関連省庁の機能と所掌業務の調査
- (3) 対象: ノルウェー食品安全局、国立栄養・水産食品研究所

2. 調査結果(概要)

(1) ノルウェー政府の組織構造及び所掌業務

ノルウェーにおける食品衛生を管轄する官庁は、ノルウェー食品安全局(Norwegian Food Safety Authority: NFSA)である。リスク管理機関として 2004 年に発足した。次の 3 省庁が関与し、食品安全について生産から流通まで包括的に管理している。

農業食糧省(Ministry of Agriculture and Food)

貿易・産業・漁業省(Ministry of Trade, Industry and Fisheries)

保健・ケアサービス省(Ministry of Health and Care Services)

リスク評価は、ノルウェー食品安全科学委員会(The Norwegian Scientific Committee for Food Safety: VKM)、国立栄養・水産食品研究所(National Institute of Nutrition and Seafood Research: NIFES)、国立獣医学研究所(National Veterinary Institute)等が行う。公的な報告書を利用することもある。

① ノルウェー食品安全局(NFSA)

NFSA は、2004 年 1 月 1 日に設立された。組織の目標は、①安全かつ健康的な食品②安全な飲料水③健康な植物、魚及び動物④動物福祉と魚及び動物への敬意⑤環境に優しい生産⑥フードチェーンにおける健康・品質・消費者の関心の向上である。実際の業務としては、情報収集及び現在の状況の分析、法令関係、監視・管理・検査、アドバイス(コミュニケーション及びガイダンス)等を行う。

NFSA の中央は、IT 部門、人材・財政部門(HR and Finance)、食品部門、植物及び動物部門及び魚類水産食品部門の 5 つの部門からなる。地方部門は、5 つの地域にわかれ、さらに 32 の区域に分かれている(事務所は 70 箇所)。食品衛生行政においては、地方部門が実際の監視業務を行っている。NFSA の職員は、約 1300 名であり、そのうち約 750 名は検査員である。

NFSA の所管法令は以下のとおり。

食品安全に関する法令(The Food Safety Act)

動物福祉に関する法令(Act concerning the welfare of animals)

化粧品等に関する法令(Act relating to cosmetic products and other body care products, etc.)

獣医師及びその他の動物の健康に携わる職員に関する法令
(Act relating to veterinarians and other animal health personnel)
植物の育種に携わる者の権利に関する法令
(Act relating to the plant breeder's right)
家畜の繁殖に関する法令 (Act relating to livestock breeding)

② 国立栄養・水産食品研究所(NIFES)

NIFES は、貿易・産業・漁業省傘下の機関であり、水産食品に係る研究及び、NFSA のモニタリング検査を実施する国の検査機関である。NIFES の職員は、138 名である。

NIFES が取り組む課題の焦点は、持続可能な食品の生産のための持続可能な飼料の必要性、水産食品安全のための海洋環境維持、栄養学的観点からの水産食品の健康効果である。

(2)ノルウェーの食品衛生関係法令等

ノルウェーは、EU 加盟国ではないが、欧州自由貿易連合(EFTA)に加盟している。1994 年以降、欧州経済領域(EEA)協定の設立により、EFTA 加盟国は EU と自由貿易となっており、そのため、ノルウェーの規制は、EU 規則との調和が図られたものとなっている。

ノルウェーにおける食品衛生管理は、基本的に EU 規則に準じている。その他、必要に応じて追加の対応を実施している。ノルウェーの国内法として、ノルウェー食品安全法がある。

(3)ノルウェー当局による監視

すべての食品事業者は、登録又は認可される。NFSA から EU 規則に基づき認可を受けた施設は、ノルウェー及び EU/EEA の加盟国に製品を流通させることができる。

ノルウェー食品安全法の Section 23 では、NFSA は食品及び飼料の管理において責任があると規定されている。

NFSA は、食品生産、動物及び魚の健康及び福祉、植物の健康及び化粧品の安全に係る効果的な監視のため、複数年国家管理計画 (Multi-annual national control plan) を策定している。公的な食品衛生管理において、通常の監視業務は、リスクに基づき実施される。査察の頻度は、リスクの高低に応じて異なり、品目、製造量、製品の種類等の要因を勘案して決定される。一方、食品及び飲料のサービス産業を行う企業は、スマイリー検査 (Smiley inspections) と呼ばれる検査を受けるが、これはリスクにかかわらず、8か月に1回実施される。

食品事業者の検査、監査等における情報管理は、MATS と呼ばれるシステムが使用される。

1) 養殖魚の食品安全とサンプリング計画

NFSA は、EU 規則 (EU-directive 96/23/EC) に基づき、動物及び動物由来食品の残留物質モニタリングを行う。養殖魚のサンプルは、NFSA の専門の担当者が採取し、密封した状態で

NIFES へ送付される。検査の結果は NFSA へ報告される。検査は 100トンに対して 1 検体という義務がある。検査はグループA及びグループBに分かれ、全検査数の3分の1をグループA、3分の2をグループBという割合で実施する。グループAでは、生産の全ての段階の養殖魚を対象とし、クロラムフェニコール、ニトロフラン等の使用が認められていない抗菌性物質、ステロイド等について検査を実施する。グループBでは、出荷される直前の養殖魚を対象とし、殺処分を行う施設で採取され、重金属、PCB等の汚染物質、動物用医薬品等について検査を実施する。モニタリングの結果は全てインターネットを通じて公表される。

NFSA は、餌の成分についても年間を通じて管理、モニタリングを実施する。また、天然魚については、NIFES がモニタリングを実施している。

2) 輸入時の管理

(EC)No136/2004 に基づき、NFSA の中央がサンプリング計画を策定する。Border Inspection Posts(BIP)では、この計画に従う。毎年結果が公表される。BIP での管理は、地方部門が行い、輸入管理に関わる職員は、約 50 名から 60 名である。

第3国から輸入される全ての食品は、商品の到着の 24 時間前までに NFSA に知らせなくてはならない。動物由来の食品及び飼料は、TRACES (Trade Control and Expert System)に事前に知らせ、非動物由来の製品については、NFSA 通知ポータルに知らせなくてはならない。

リスクごとに検査の頻度は異なり、とりわけ、EEA 域内からの食品は、自由貿易であるため検査等しない。EEA 域外からの食品は、動物食品の場合、衛生証明書、表示の確認及び官能検査を行い、問題なければ、調査目的の検査を実施するか NFSA が判断した後、EEA 域内で流通可能となる。過去の検査や RASFF 情報等で問題があれば、問題に応じた検査を実施する。

3) MATS(The NFSA Official Control Management System)

MATS とは、食品事業者の情報を一元管理する NFSA 独自のシステムである。食品事業者に関する検査、監督、証明書、サンプリング等についての情報がインプット可能となっており、このシステムを通じて食品事業者とのやりとりが可能となっている。業務の統一を図るため、指示、ガイダンス及びサポート情報を確認することができる。ノルウェーの全ての食品事業者について、過去から現在までの監視指導状況が登録されているため、施設の査察時に統一的な対応が可能となる。

MATS は、次のとおり、検査の準備、検査官の報告及び検査後のフォローアップで使用される。

1. 準備段階: 検査官が施設の検査履歴等を確認。施設の前回までの問題点等、確認事項を把握。
2. 検査結果の報告: 検査結果の全ての情報を登録し、生産者等へ検査結果を報告する。検査結果には、施設の評価、行政処分内容、違反とみなされた理由、関連の規則等が記載され、回答期限が切られる。
3. フォローアップ: 食品事業者からの改善点の報告を確認し、評価し、更なる指導が必要か、

検査を終了とするかを判断する。結果によって、罰金が科されることや業務停止となることもある。

3. 参考情報(URL リンク)

【ノルウェーの法令】

- ・ノルウェー食品安全法(Norwegian Food Safety Act)
<https://lovdata.no/dokument/NL/lov/2003-12-19-124?q=matloven>(ノルウェー語)
- ・ノルウェー遺伝子技術法(Norwegian Gene Technology Act)
<https://lovdata.no/dokument/NL/lov/1993-04-02-38?q=genteknologiloven>(ノルウェー語)
- ・食品、飼料、動物の健康及び動物福祉の公的管理に関する規則(Regulations No 1621 of 22 December 2008 relating to official control of compliance with the regulations concerning food, feed and animal health and welfare, FOR-2008-12-22-1621)
<http://www.lovdata.no/for/sf/ho/xo-20081222-1621.html>(ノルウェー語)
- ・動物由来食品の公的管理に関する規則(Regulations No 1622 of 22 December 2008 relating to special rules for official control of products of animal origin intended for consumption (FOR-2008-12-22-1622))
<http://www.lovdata.no/for/sf/ho/ho-20081222-1622.html>(ノルウェー語)

【EU 法】

- ・Regulation 178/2002 laying down the general principles and requirements of food law, establishing the European Food Safety Authority and laying down procedures in matters of food safety
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:031:0001:0024:EN:PDF>
- ・Regulation 852/2004 on the hygiene of foodstuffs
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32004R0852&rid=1>
- ・Regulation 853/2004 laying down specific hygiene rules for food of animal origin
[http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32004R0853R\(01\)&qid=1469146342362&from=EN](http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32004R0853R(01)&qid=1469146342362&from=EN)
- ・Regulation 854/2004 laying down specific rules for the organization of official controls on products of animal origin intended for human consumption
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32004R0854&rid=1>
- ・Regulation 882/2004 on official controls performed to ensure the verification of compliance with feed and food law, animal health and animal welfare rules
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32004R0882&rid=1>

以上